

一般社団法人日本建設業連合会
団体活動を行う上での独占禁止法遵守のための指針

2025年9月19日 理事会決定

1. 基本方針

一般社団法人日本建設業連合会（以下、「当会」という）は、業界活動を行う上で独占禁止法を遵守し、当会の活動が市場の公正かつ自由な競争を阻害することのないよう十分な注意を払い、会員が当会で安心して活動ができる環境を整えるため、「団体活動を行う上での独占禁止法遵守のための指針」を定める。

2. 禁止事項

当会の会員および事務局役職員は、「受注予定者等の決定」「最低入札価格等の決定」「受注数量、割合等の決定」「不公正な取引方法」、その他、独占禁止法に抵触する恐れのある行為およびその疑いを生じさせる情報交換や示唆も含め一切の行為を禁止する。

3. 会議等（懇親会を含む）の運営上の対応

当会の会員及び事務局役職員は、以下を十分認識し、会議等の運営において前項禁止事項にあたる問題が生じないように努める。

- (1) 当会の活動は、競合会社が接触する機会を提供することが多く、独占禁止法上のリスクを常に有していること。
- (2) 事務局役職員は、当会の事業活動が独占禁止法に抵触しないようコンプライアンス意識を高め、適法性の観点から意見を表すべき立場を有していること。

事務局役職員は、会議で予定する議題や資料に独占禁止法上問題となるおそれがある内容が含まれていないかを確認する。会議開催時は、原則として事務局役職員が同席し、会議終了後に速やかに議事録を作成する。

なお、会議等において、独占禁止法上問題となるおそれがある発言があった場合は、事務局役職員は当該会議を終了し、速やかに担当常務および総務責任者に報告する。

4. コンプライアンス責任者

当会のコンプライアンス責任者を事務総長とし、これに係わる業務は総合企画委員会コンプライアンス部会が所掌する。

5. 研修

当会は事務局役職員に対して独占禁止法に関する研修を定期的実施し、各人の知識向上とその維持に努める。

6. 本指針の周知徹底

当会は、本指針をホームページに公開し、会員および事務局役職員への周知徹底を図る。

以上